

熱中症予防を理由とした体育施設利用キャンセルにともなう 施設使用料の還付について

近年、熱中症による死亡者数・救急搬送人員数が増加傾向にあり、日本スポーツ協会指針では、暑さ指数（WBGT）が31℃以上（参考気温35℃以上）の場合、高温時における運動は原則中止が示されています。

そのため、利用者へ熱中症予防行動への注意喚起とあわせて、危険な暑さの中、施設利用について無理することがないよう、利用前に熱中症予防を理由とした施設利用キャンセルの申し出については、施設使用料の還付及び振替をするものとします。

【還付及び振替の対象となる条件】

以下の条件1から3を全て満たした場合、使用料の還付・振替の対象となります。

条件1

- ・熱中症警戒アラートが静岡県に発令されている。
- ・各施設で計測した暑さ指数（WBGT）が31℃以上であること。
- ※以上いずれかの条件を満たしていること。

条件2

- ・下記の【対象施設】を事前に予約していること。

条件3

- ・利用開始時間までに施設窓口で熱中症予防を理由としたキャンセルを申し出ていること。

【適用期間】

熱中症警戒アラート情報提供期間（詳細については『環境省熱中症予防情報サイト』参照）

【申し出の方法】

利用開始時間までに、各施設にお電話いただくか、各施設窓口までお申し出ください。

【対象施設】

管理者	施設名	連絡先
担当課:生涯学習課 (0557-32-1964) 指定管理者:伊東市振興公社 (0557-37-7135)	伊東市民体育センター (体育室・多目的室・卓球室)	0557-36-1178
	伊東市民運動場	
	伊東市営かどの球場	0557-36-8900

※大原武道場 第1道場及び第2道場は空調設備完備のため対象外

※大原武道場 トレーニング室は都度清算のため対象外

【熱中症警戒アラートとは】

熱中症の危険が極めて高くなると予想された際に、危険な暑さへの「気づき」を呼びかけ、熱中症予防行動をとるよう促すための情報です。

令和2年7月から関東甲信地方で、「熱中症警戒アラート(試行)」の発表が実施され、令和3年4月下旬からは全国を対象に運用を開始しています。

熱中症警戒アラート発表の基準は暑さ指数の値が33℃以上と予測された場合であり、都道府県単位で発令されます。

暑さ指数は人体の熱収支に与える影響の大きい(1)気温(2)湿度(3)輻射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

発表は1日2回、前日の夕方17時と、その日の朝5時に行われます。

【参考】 [環境省熱中症予防情報サイト\(外部リンク\)](#)

【各施設における熱中症予防の注意喚起】

- ・暑さ指数31℃以上及び熱中症警戒アラートが発令されている場合には、館内に情報を掲示します。
- ・施設利用者には、受付時に熱中症への注意喚起を行います。

【屋内施設について】

※対象施設 伊東市民体育センター(体育室・多目的室・卓球室)

- ・屋内施設においては、スポットクーラー及び大型扇風機等を導入し環境改善に努めておりますが、ご利用にあたっては施設をご利用の皆様の体調管理や気象庁が発表する情報及び環境省の熱中症予防サイトの暑さ指数等の情報に十分に注意し、気温・湿度等の環境条件を考慮して、活動の実施または中止を決定するようにしてください。
- ・猛暑が続き、環境改善対策を講じても著しく施設内の環境が悪化した場合は、施設利用者の健康被害を防止する観点から、一時的に施設を閉鎖することもありますのでご理解のほどお願いいたします。

【屋外施設について】

※対象施設 伊東市民運動場・伊東市営かどの球場

- ・屋外施設については直射日光を遮る場所がないため、ご利用にあたっては、各自体調管理を徹底してください。
- また、気象庁が発表する情報及び環境省の熱中症予防サイトの暑さ指数等の情報を参考にさせていただく等、気温・湿度等の環境条件を考慮して、活動の実施または中止を決定するようにしてください。
- ・伊東市民運動場につきましては貸し出し用の簡易テントがありますのでご活用ください。